

日本財政法学会 学会報 第 71 号 (2025 年 9 月 20 日)

Japan Association of Public Finance Law

1. 第 44 回研究大会プログラム

第 44 回研究大会を下記要領にて開催いたします。万障お繰り合わせの上、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

日時：2025 年 12 月 13 日（土）9:30～17:00

開催校：奈良県立大学コモンズ棟 C101（大会幹事：岩垣真人会員）

※なお、今回の開催は、ZOOM 併用のハイブリッド形式による開催

【大会テーマ】「観光立国・インバウンドと財政法」

（司会 望月爾（立命館大学）・榎原秀訓（南山大学））

9:30-9:35 開会の辞（理事長 石森久広（西南学院大学））

テーマの趣旨説明（企画委員長 榎原秀訓（南山大学））

1 9:35-10:05 (30 分)

「観光立国推進基本法・観光立国基本計画とオーバーツーリズム」

（岩波祐子（参議院内閣委員会調査室））

2 10:05-10:35 (30 分)

「宿泊税と国際観光旅客税」（板垣勝彦（横浜国立大学））

3 10:35-11:05 (30 分)

「関西万博・IR の財政問題」（森裕之（立命館大学））

4 11:05-11:50 (45 分)

「観光行政と訴訟」

（1）11:05-11:30 (25 分)

「関西万博・IR と住民訴訟」（岩佐賢次弁護士（大阪法律事務所））

（2）11:30-11:50 (20 分)

「特例許可利用の『京都市上質宿泊施設誘致制度』と訴訟」

（大田直史（龍谷大学））

会場からの連絡

12:00-13:30 昼食・役員会 (90 分)

13:30-14:15 総会 (45 分)

〔14:00 尾久土正己氏（奈良県立大学長）挨拶〕

14:20-16:50 シンポジウム (2 時間 30 分)

閉会の辞

大会テーマ企画趣旨

企画委員会 委員長榎原秀訓

日本財政法学会の第44回研究大会（2025年）のテーマとして、「観光立国・インバウンドと財政法」を設定した。

観光立国にかかわっては、「観光は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて国民生活の安定向上に貢献するものであることに加え、国際相互理解を増進するもの」（観光立国推進基本法前文）として、推進すべき政策課題となっており、近年、法制定や観光立国基本計画策定等、基本的な制度の整備が進み、また、コロナ禍による一時的な落ち込みがあったが、インバウンド需要が回復している状況となっている。国ばかりではなく、自治体においても、基本的な条例制定や計画策定等の整備がなされ、個々の問題についても、国や自治体が様々な工夫をしながら取り組んでいる。

このように、観光立国の推進がなされ、インバウンド需要が高まり、財政的な貢献がなされる反面、観光資源の整備や対策のための国や地方の財源が必要となり、国際観光旅客税や地方の宿泊税のような財源調達が強化されてきている。また、観光地への入場等に一定の経済的負担を課し、財源調達をするとともに、入場等に一定の制限を課すことが検討され、導入されてきている。さらに、地域によっては、関西大阪万博の財源問題のように政策の妥当性が議論の対象となり、オーバーツーリズムのように、観光客の増加に伴って、自然環境や地域住民の生活環境に対する負の影響も生じてきている。場合によっては、自治体の対応が、法令に違反する可能性すら指摘され訴訟によって争われる事態も生じてきている。

観光は財政法にもかかわる重要な問題であるものの、本学会としては、これまで研究大会のテーマとして取り上げることはなかったことから、2025年の研究大会のテーマとして取り上げ、上記のような観光立国推進・インバウンド需要の光と影の両面について、検討することにした。本学会においては、財政法的検討を行うことが大きな柱となるが、政策的課題もあり、また、財政学的な検討も踏まえる必要があることから、報告テーマに沿って、幅広く報告候補者を選定し、報告の依頼をした。

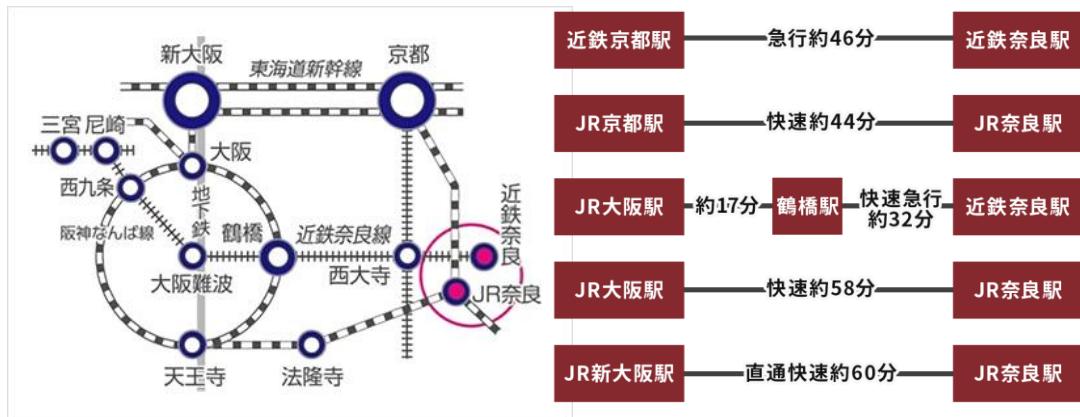
具体的な報告テーマ（報告者はかつて内）は、基本的な制度などを中心にして、「観光立国推進基本法・観光立国基本計画とオーバーツーリズム」（岩波祐子（参議院内閣委員会調査室））、次に、財源調達にかかわって、「宿泊税と国際観光旅客税」（板垣勝彦（横浜国立大学））、具体的な事例を対象に問題点を検討するために、「関西万博・IRの財政問題」（森裕之（立命館大学））、最後に、「観光行政と訴訟」として訴訟で争われている事例として、「関西万博・IRと住民訴訟」（岩佐賢次弁護士（大阪法律事務所））と「特例許可利用の『京都市上質宿泊施設誘致制度』と訴訟」（大田直史（龍谷大学））を設定した。

- ご出席状況を確認致します。
下記の URL より、フォームでご回答下さい。
11月30日（日）までにご回答の程、よろしくお願ひ致します。
なお、役員会にご出席なさる会員の方は、弁当手配等の関係上、必ずご回答下さいますよう、お願ひ申し上げます。
<https://forms.gle/BfVHFL54WiqVD7UKA>
- Zoom でのオンライン参加は、以下のミーティング ID とパスコードから、当日の会議にご参加下さい。
ミーティング ID : 948 7710 2862
パスコード : 907896
- オンラインで大会にご参加下さる方には、12月1日（月）以降、上記フォームにご入力頂いたメールアドレスに、ホームページに掲載予定の報告レジュメ閲覧用パスワードや、上記ミーティングの URL 等をお送り致します。
- 大会当日、学内の食堂は営業しておりません。また、会場付近には昼食を取ることが出来る店舗がほとんどありません。
近鉄奈良駅や JR 奈良駅付近、もしくは三条通りに並ぶ店舗まで足を運んで頂くか、駅前のコンビニエンスストアでご昼食をご準備頂いてからの来場をお勧め致します。
特に近鉄奈良駅付近は、東向商店街を中心に、飲食店も数多くございます。

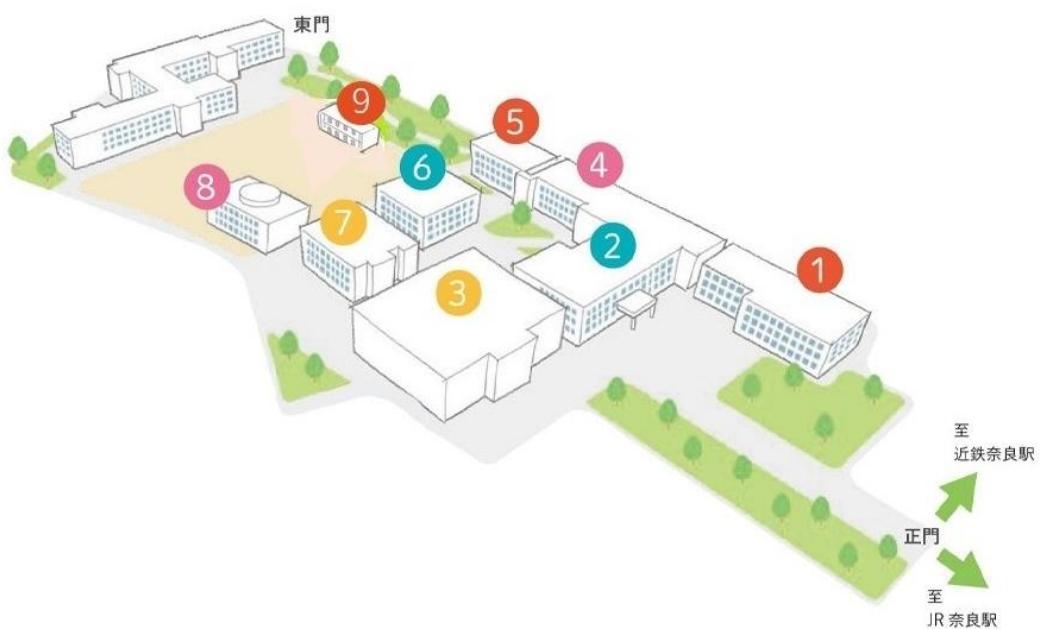


- 会場では、開催校設置の Wi-Fi をご利用頂けます。SSID やパスワードは、当日会場でご案内致します。

- 会場の奈良県立大学へは、上図の通り、JR 奈良駅（大和路線）、近鉄奈良駅（近鉄奈良線）のどちらからも、お越し頂けます（約 10 分から 15 分ほど）。
- ご宿泊の際は、奈良以外でしたら、難波や天王寺付近にご宿泊頂ければアクセスが良いと思われますが、京都や新大阪などの新幹線停車駅周辺もお越し頂ける範囲です。
- また、万博会場である夢洲駅からも地下鉄中央線（近鉄けいはんな線直通）から乗り換え 1 回で最寄り駅までお越し頂けますので、そちらにご宿泊頂くことも可能ではないかと思います。



- 会場は奈良県立大学コモンズ棟 C101 教室です。
- 正門からご入校頂き、そのまま直進し、②本館と④1号館の間を通り抜け、⑥図書館と⑦3号館の間の道をそのまま進んで頂くと、⑧コモンズ棟の2階入口があります。会場はその1階です。



2. 財政法叢書の刊行について

過年度より、事務局の不手際により財政法叢書の刊行が遅延しており、皆様には、多大なるご迷惑をおかけしております。ここに改めてお詫びを申し上げます。引き続き銳意刊行準備中です。なお、40周年記念論文集及び財政法叢書は、年会費を納入された会員等には、株式会社印刷から直接配本されます。

3. 会費納入のお願い

2026年度（2025年10月～2026年9月）分の年会費の納入をお願いいたします。下記の郵便振替口座にお願いいたします。

①郵便振替

00180-1-78777 日本財政法学会

②銀行振替

ゆうちょ銀行（9900）

口座名義：日本財政法学会（ニホンザイセイホウガッカイ）

店名：019（ゼロイチキュウ）支店

預金種別：当座

口座番号：0078777

年会費

常勤の職にある会員：6,000円

常勤の職にない会員：3,000円

※上記区別は自己申告によります。異動がある場合には必ず事務局にお知らせください。なお、常勤の職にない会員とは例えば大学院生、退職者などが該当します。

※今年度から銀行振り込みも可能になりました。どうぞご利用ください。

※なお昨今、数か年にわたって会費未納の会員が増えてきております。学会の運営は、会員の皆様からの会費で賄われています。学会員として責任ある行動をお願いします。

4. その他

- ① 第45回研究大会（2026年）のテーマを募集いたします。事務局までご意見をお寄せください。大会テーマについては、企画委員会において選定します。
- ② 2013年3月23日の役員会において「日本財政法学会研究奨励賞」が創設されました（後掲の規程参照）。自薦・他薦の候補がありましたら、事務局までご連絡下さい。
- ③ Eメールアドレスを変更された方は、下記の事務局までアドレスをお知らせ下さい。

なお、事務局からのメールでの連絡の際、不達のメッセージが出てしまい、メール送信ができていない会員が若干名おります。当該会員には、個別にお知らせが同封されていますので、下記事務局までご連絡くださいますよう、お願ひいたします。

★学会報についてのご意見、ご質問、ご希望は、事務局までお寄せください。

〒221-8686

神奈川県横浜市神奈川区六角橋3-2 7-1

神奈川大学24号館212号研究室（諸坂佐利研究室）

TEL: 045-481-5661 (内線2746)

E-Mail: sally-m@kanagawa-u.ac.jp

日本財政法学会研究奨励賞選考規程

2013年3月23日制定

(目的)

第1条 日本財政法学会は、本学会に所属する若手研究者による財政法学に関する独創的な研究を奨励するために、日本財政法学会研究奨励賞を設ける。

(受賞対象者)

第2条 本奨励賞は、原則として毎年1件選考される。

2 選考前年の毎年12月末日を最終期限とし、その日から過去2ヶ年間に公表された、財政法学に関する優れた原著論文の著者に与えられる。

3 受賞対象者の資格は次のとおりとする。

1)共著論文の場合、筆頭著者であること。

2)選考前年の12月末日に40歳未満であること。

4 本奨励賞の候補論文と同じ論文が、他の学会賞の対象になっている場合には、本奨励賞の選考対象から除外する。

(選考委員会)

第3条 選考委員会は、理事会の決定する理事若干名をもって構成する。

2 選考委員長は理事長がこれを務める。

3 選考委員会の開催は、委員の2分の1以上の出席を必要とする。

(受賞候補者の指名)

第4条 選考委員会は、年度始めに全理事に受賞候補者の指名を依頼する。

2 理事は、候補者指名書、候補者調書及び当該論文を学会事務局に提出するものとする。なお、選考委員会委員も、指名者となることができる。

(選考)

第5条 委員長は、適当な時期に委員会を召集し、受賞候補者の審議を行い、受賞者を決定することができる。

(報告)

第6条 委員長は、選考過程および結果について理事会および総会に報告する。

(表彰)

第7条 理事長は、受賞者に対し、その年度の総会において、賞状および副賞を贈呈してこれを表彰する。

(受賞講演)

第8条 受賞者は、その年度の日本財政法学会総会において、受賞論文の内容を発表する。

(補則)

第9条 この規程の解釈及び運用について疑義が生じたときは、理事会の決するところによる。

2 この規程に定めるもののほか、選考にかかる必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

3 この規程の改正は、理事会が行う。